

愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室共同利用推進会議内規

平成22年4月21日
制 定

(設置)

第1条 愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室規程第11条の規定に基づき、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室に愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室共同利用推進会議（以下「共同利用推進会議」という。）を置く。

(目的)

第2条 共同利用推進会議は、愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室共同利用運営委員会が定める基本方針に基づき、共同利用の事業等を実施するために必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 共同利用推進会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育企画室長
- (2) 教育企画室副室長
- (3) 教育・学生支援機構の専任教員 1人
- (4) 教育学生支援部長
- (5) 教育企画課長
- (6) 人事課長

2 前項第3号の委員は、教育企画室長が推薦し、愛媛大学教育・学生支援機構長（以下「機構長」という。）が指名する。

(議長)

第4条 共同利用推進会議に議長を置き、機構長が指名する。

- 2 議長は、共同利用推進会議を招集し、主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 共同利用推進会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可非同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 共同利用推進会議に関する事務は、教育学生支援部教育企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、共同利用推進会議の運営に関し必要な事項は、共同利用推進会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年5月9日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。